

「健康食品に係る制度のあり方に関する検討会ヒアリング申請書」

○ 団体の名称：日本機能性食品医用学会

○代表者：理事長 小越章平（高知医科大学副学長）

○団体の概要

(1) 目的

本会は機能性食品の科学的研究を促進し、明らかな「エビデンス」を伴ったものの医用普及により、生活習慣病の予防、改善、健康促進に寄与することを目的として設立された。(添付資料)

(2) 組織構成

理事6名（うち代表理事長1名）、顧問（東京農業大学 荒井綜一教授）
監事2名、評議員（会員の約10%）、
正会員、賛助会員より構成（添付資料）

(3) 活動の内容

平成14年6月に創立役員会を行い、その後、学術総会は下記の如く開催する。

第1回総会（発会記念講演会）平成14年12月（高知市）

会長 高知医科大学・小越章平副学長（添付資料）

第2回総会 平成15年12月6日（土）（大津市）予定

会長 滋賀医科大学・馬場忠雄副学長（添付資料）

第3回総会 平成16年12月（名古屋市）予定

会長 中部大学教授（日本学術会議会員）永井和夫

なお学会認定誌として「機能性食品と薬理栄養」を平成15年6月より年6回発行（添付資料）

○ 健康食品に係わる制度のあり方に関する意見内容

「機能性食品」という言葉はもともとわが国で使われ始め、それが英訳されて「Functional Foods」として広く世界的に関心を集めている。わが国では現在製品も数多く、現在の規制名称も、分類も分かりにくい。

また、これらが明らかな医学的根拠をもっているとは限らないものも多いと思われる。我々はこれら食品にも明らかに医用効果があると考え、純粋に科学的「エビデンス」を求めていく。また、医用の立場からの分類（MUFF分類、添付書類）を提唱して今後の研究に役立てたい。現在の規制に対する学術的側面的協力に役立つ学会に育成したいと考える。

日本機能性食品医用学会設立趣旨

わが国は今後益々高齢者社会に向かい、「健康日本21」政策を具体的に方向付けた「健康増進法」の内容も示され、具体的に食生活の改善などが謳われている。わが国では、中国古語「医食同源」という思想が通常の食生活に深く根づいており、これは食と健康との深い関連性を現すものであるといえる。この思想は現在も「機能性食品」という形で受け継がれているがこの言葉は、広辞苑によれば

「栄養以外の何らかの生理作用をあらわす機能をもつ食品の総称」とあり、もともとわが国で使われ始めたものであるという。

それが欧米でも「functional food」と訳され、すでに学会等で一般的に使われており、関連演題、製品もうなぎ昇りに増えている。一方わが国では「特別用途食品」「特定保健用食品」「健康食品」という名称が使われ、さらに厚生労働省による「病者用食品」の認可作業も進んでいる。しかし、「機能性食品」は先の通り一般的で分かりやすいため、これを学会の名称に入れた。機能性食品をとりまくわが国の現状は、多種多様な製品が一般市場に出回っており、中にはイメージだけが先行しているものも多いと考えられる。

本会はこれを純粋に科学的に研究し、明らかな科学的「エビデンス」のある機能性食品の医用普及により国民の健康促進並びに生活習慣病の予防に役立つことを願って設立することとした。なにとぞ趣旨にご賛同いただき学会ならびに機能性食品の健全なる発展に寄与することを祈念し、本会を育てて戴くことをお願いする次第である。

平成14年10月吉日

日本機能性食品医用学会理事

- | | |
|-----|-----------------------|
| 理事長 | 小越章平（高知医科大学副学長） |
| 理事 | 馬場忠雄（滋賀医科大学副学長） |
| 理事 | 青木照明（東京慈恵会医科大学客員教授） |
| 理事 | 近藤和雄（お茶の水女子大学教授） |
| 理事 | 永井和夫（中部大学教授・日本学術会議会員） |
| 理事 | 横谷邦彦（高知医科大学教授） |

日本機能性食品医用学会会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は日本機能性食品医用学会(Japanese Society for Medical Use of Functional Foods)と称する。

第2章 目的および事業

第2条 目的

本会は、科学的研究を推進し、明らかなエビデンスを伴った機能性食品の医用普及により、生活習慣病の予防、改善、健康促進に寄与することを目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年1回以上の総会、学術集会の開催
- (2) 機関誌および学術図書などの刊行
- (3) 内外の関係学術団体との連絡および連携
- (4) その他、本会の目的を達成するための必要な事業

第3章 会員

第4条 種別

本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の発展に協力を希望する個人、法人あるいは団体とし、理事会の推薦を得て評議員会の承認を経た者
- (3) 名誉会長、名誉会員、特別会員、顧問を理事会で推戴し、評議員会で承認する。

第5条 入会

本会に入会を希望する者は、所定の手続きを経て本会事務局に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

第6条 会費

会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第7条 資格の喪失

会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名されたとき

第8条 退会

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき

第10条 会費等の不返還

会員が既に納入した会費、その他拠出金は、これを返還しない。

第4章 役員等

第11条 役員

1. 本会には次の役員をおく。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 評議員 正会員の10%以内
 - (5) 監事 2名
 - (6) 学術集会会長（以下、会長） 1名
 - (7) 次期学術集会会長（以下、次期会長） 1名

第12条 役員を選出

1. 理事長、理事、評議員および監事は別に定めるところにより選出される。
2. 会長および次期会長は、理事会の議を得た後、評議員会および総会の承認を受ける。
3. 会長および次期会長の候補者は評議員でなければならない。

第13条 役員の職務

1. 理事長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等あるときはその職務を代行する。
3. 理事、会長、次期会長は、理事会を組織し会務の審議および本会の運営にあたる。
4. 評議員は、評議員会を組織し本会の運営に必要な事項について審議する。
5. 監事は、本会の会務監査および会計監査にあたる。
6. 会長は学術集会を主宰する。
7. 次期会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代行する。

第5章 会議

第14条 会議

本会の会議は、総会、評議員会および理事会とする。

第15条 総会

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事長は、原則として年1回の総会を招集し、理事会および評議員会の決定事項を報告する。
3. 総会は、この会則に別に定めるものの他、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) その他、本会の運営に関する重要事項
4. 総会における議事は、総会出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
5. 総会の議長は理事長とする。

第16条 評議員会

1. 理事長は、必要に応じて評議員会を招集する。
2. 理事長は、評議員の過半数または監事の請求がある時は評議員会を招集しなければならない。
3. 評議員会の成立には、委任状を含めて評議員の過半数の出席を要し、議事の決定は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。
4. 評議員会の議長は会長とする。

第17条 理事会

1. 理事長は、必要に応じて理事会を召集する。
2. 理事長は、評議員の過半数または監事の請求がある時は理事会を召集しなければならない。
3. 理事会の議長は理事長とする。

第18条 学術集会

学術集会は、定例集会のほか、時宜に応じてこれを開催することができる。

第6章 委員会

第19条 委員会および委員

1. 本会は、その業務を行うために必要とする委員会を置くことができる。
2. 委員は、理事会の議を得て理事長がこれを委嘱する。

第7章 部会

第20条 部会

本会は必要に応じて部会を置く。

第8章 会計

第21条 会計

1. 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
2. 本会の会計年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

第9章 会則の変更

第22条 会則の変更

会則の変更は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第10章 解散

第23条 解散及び残余財産の処分

1. 本会は、理事会および評議員会においてそれぞれ構成員の3/4以上の同意を得たうえ総会において正会員の2/3以上の同意を得て解散することができる。
2. 解散に伴う残余財産の処分は、理事会および評議員会の議決と総会の承認を得て行う。

第11章 補足

第24条 細則

1. 本会則の施行に必要な細則は、理事会および評議員会の議決を経て別に定める。
2. 平成14年12月6日から施行する。

医用機能性食品分類(MUFF分類)
日本機能性食品医学学会(2003年1月)

- I 免疫・感染系機能性食品
 - I-1 免疫系
 - I-2 感染系
- II 腫瘍系
- III 加齢・老化系
- IV 心身系・(癒し系)
- V 生活習慣・環境系
 - V-1 生活習慣
 - V-2 タバコ、アルコール系
 - V-3 環境系
- VI 中毒系・神経系
- VII 症候系
- VIII 循環器系
 - VIII-1 補液系
 - VIII-2 血压系
 - VIII-3 血液・血小板系
- IX 呼吸器系
- X 消化器系
 - X-1 消化器一般系
 - X-2 上部消化器系
 - X-3 下部消化器系
 - X-4 肝臓系
 - X-5 膵・胆道系
- XI リウマチ・アレルギー系
- XII 腎・尿路系
- XIII 内分泌系
- XIV 代謝系
 - XIV-1 糖尿病系
 - XIV-2 脂質系
 - XIV-3 タンパクアミノ酸系
 - XIV-4 ビタミン系
 - XIV-5 ミネラル系
 - XIV-6 微量元素系
 - XIV-7 骨粗しょう系
- XV その他

第1回 日本機能性食品医用学会総会
Japanese Society for Medical Use of Functional Foods
— 発会記念講演会 —

2002年12月6日(金) 14:00～
ホテル日航高知旭ロイヤル

挨拶

高知医科大学副学長 小越章平

セッションⅠ

座長 小越章平

1. 機能性食品の現状と将来
近藤和雄(お茶の水女子大学生生活環境研究センター)
2. 免疫増強経腸栄養食品の基礎的研究
小野 香、小越章平(高知医科大学免疫学教室、同副学長)
3. サケ精巢を原料にした経口核酸食の有用性に関する検討
高木厚司(九州大学大学院統合生理学)
4. 小児における経口輸液(OS-1)の効用
鶴 知光(久留米大学小児外科)
5. 高齢者における経口輸液(OS-1)の効用
五関謹秀(春日部秀和病院副院長)

セッションⅡ

座長 馬場忠雄

6. アミノ酸の生理機能について
馬渡一徳(味の素株式会社海外アミノ酸カンパニー)
7. 発芽大麦(GBF)による腸粘膜の機能制御について
安藤 朗、馬場忠雄(滋賀医科大学消化器内科、同副学長)
8. 海洋深層水の薬理活性
宮村充彦(高知医科大学薬剤部製剤室長)
9. 枇杷の種子由来エキスの活性酸素産生抑制作用と医療への応用
西岡豊(高知医科大学薬剤部)
10. 胃切除後患者管理における栄養補助食品の可能性について
青木照明(慈恵会医科大学客員教授)

総括ならびに閉会の辞

滋賀医科大学副学長 馬場忠雄

全員懇親会 17:30～(予定)

各演題10分、討論5分 参加費 3,000円(懇親会費含む)

学会役員

理事長 小越章平 (高知医科大学副学長)
理事 馬場忠雄 (滋賀医科大学副学長)
青木照明 (慈恵会医科大学客員教授・前外科主任教授)
近藤和雄 (お茶の水女子大学生生活環境研究センター長)
永井和夫 (中部大学教授・日本学会協議会員)

事務局：高知医科大学

庶務 小野 香 Fax. 088(880)2208

E-mail kaoriono@kochi-ms.ac.jp

会計 西村康子 Fax. 088(880)2376

問合わせ: JEFFコーポレーション 石渡一夫(林 順子) Tel. 03 (3578)0303 Fax. 03 (3578) 0304

E-mail info@jeff.co.jp

第2回日本機能性食品医用学会総会

会期 平成15年12月6日(土)

会長 滋賀医科大学 副学長 馬場忠雄

会場 ピアザ淡海(おうみ) 県民交流センター

大津市におの浜1-1-20 Tel: 077-527-3311

事務局 滋賀医科大学消化器内科

担当 安藤 朗 Fax: 077-548-2219

会誌(認定誌)「機能性食品と薬理栄養」

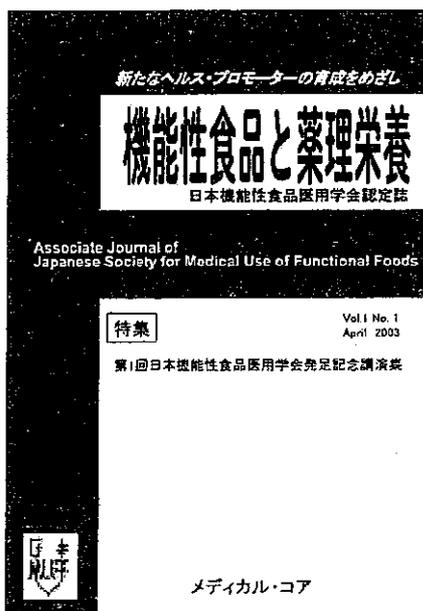
隔月発行(年5冊+総会抄録集)各冊1,500円消費税込、年間9,000円

編集委員 近藤和雄(委員長)、山森秀夫(副委員長)、雨海照祥、安藤朗、田村佳奈美、
小野香編集顧問 小越章平、馬場忠雄、青木照明、永井和夫、横谷邦彦

発行所 ㈱日本医学中央会(メディカル・コア) 自由購入

問合せ先 東京都中央区八丁堀三丁目八番一号(栄ビル)

Tel: 03-3552-7741(代表) Fax: 03-3552-7745(担当/近藤政彦)



学会ホームページアドレス: <http://www.kochi-ms.ac.jp/~JSMUFF/muff.htm>

健康食品に係わる制度のあり方に関する検討会ヒアリング申請書

○団体の名称；日本流動食協会

○代表者の氏名；下村芳孝

○団体の概要（目的、組織構成、事業又は活動の内容）；

日本流動食協会は、濃厚流動食の製造販売に携わるメーカー等により平成4年に設立された任意団体で、平成15年4月現在で18社※が加盟している。

濃厚流動食を安全に生産供給するための研鑽や、濃厚流動食の適正な使用方法の普及等を通じて、製品と業界の健全な発展を目的とした活動を行っている。

※旭化成(株)、味の素(株)、イーエヌ大塚製薬(株)、エスエス製薬(株)、(株)大塚製薬工場、キューピー(株)、熊本果実連、(株)クリニコ、(株)三和化学研究所、アボットジャパン(株)、テルモ(株)、日清キョーリン製薬(株)、日本テトラパック(株)、日本油脂(株)、ホリカフーズ(株)、ミードジョンソン(株)、明治乳業(株)、(株)ヤクルト本社

○健康食品に係わる制度のあり方に関する意見内容；

濃厚流動食は、1kcal/ml程度の濃度に調整され、長期間の単独摂取によっても著しい栄養素の過不足が生じないように、各栄養素の質的構成が十分考慮されている栄養食品で、医療機関や老人保健施設、在宅高齢者などに使用されております。

濃厚流動食は、1日の栄養所要量をもとに設計された総合栄養食品（液体状の食品）であり、健康を維持・増進するために一部の成分や素材を強化している健康食品には該当しないと考えておりますが、「健康食品」の定義が明白になっていない現状から、「健康食品」や「濃厚流動食」に跨るであろう「成分や表示等の諸制度」に関しての今後の展開について、当協会も参加・確認していきたいと考えております。

健康食品に係わる制度のあり方に関する 検討会ヒアリング資料

2003年7月15日

日本流動食協会

健康食品と濃厚流動食品(バランス栄養食品)の違い

- 食事の代替品としての栄養補給→ 「濃厚流動食品」
 - 栄養補給とは違った機能的食品→ 「健康食品」
- にと分類できる。

よって、それぞれ商品に求められる要素(ニーズ)が違い、商品の最終形態が下記の表の様に異なる。

	濃厚流動食品	健康食品
飲用方法	食事の代替品として	機能訴求
摂取用途	栄養補給	健康の調整的
味	「おいしさ」を感じる	比較的無味
形状	液体食品形態	サプリメント等、薬的 カプセル・顆粒状など
カロリー	1cc=1Kcalが一般的	カロリーに特化しない
喫食	食事としての満腹感	満腹感は少ない

資料1

U. S. Food and Drug Administration
Center for Food Safety and Applied Nutrition

Medical Foods

What is a Medical Food?

A medical food is prescribed by a physician when a patient has special nutrient needs in order to manage a disease or health condition, and the patient is under the physician's ongoing care. The label must clearly state that the product is intended to be used to manage a specific medical disorder or condition. An example of a medical food is a food for use by persons with phenylketonuria, i.e., foods formulated to be free of the amino acid phenylalanine.

Medical foods are not meant to be used by the general public and may not be available in stores or supermarkets. Medical foods are not those foods included within a healthy diet intended to decrease the risk of disease, such as reduced-fat foods or low-sodium foods, nor are they weight loss products.

How Does FDA Oversee Medical Foods?

Until recently, medical foods received little attention. But the number and types of foods marketed as medical foods are increasing. While FDA is working to more clearly define and regulate medical foods, specific requirements for the safety or appropriate use of medical foods have not yet been established. Medical foods do not have to include nutrition information on their labels, and their claims do not need to meet specific standards.

Currently, FDA is exploring ways to more specifically regulate medical foods. This might include safety evaluations, standards for claims, and requiring specific information on the labels. In order to do this, FDA must first propose rules for medical foods. After publication of such a proposal, a public comment period would occur during which individuals and organizations write to offer their comments for changes to the proposed rules.

Where can I get more information about FDA's role in overseeing medical foods?

In November of 1996, FDA published a type of document known as an "advanced notice of proposed rulemaking" (ANPR). This document contains FDA's current thinking about how to best develop rules for medical foods.

Office of Special Nutritionals, May 1997

Women's Health | Q & A

[Home](#) | [FDA Home](#) | [Search/Subject Index](#) | [Disclaimer & Privacy Policy](#) | [Accessibility/Help](#)

HyperText updated by: on 2/01/01 AL 03:27

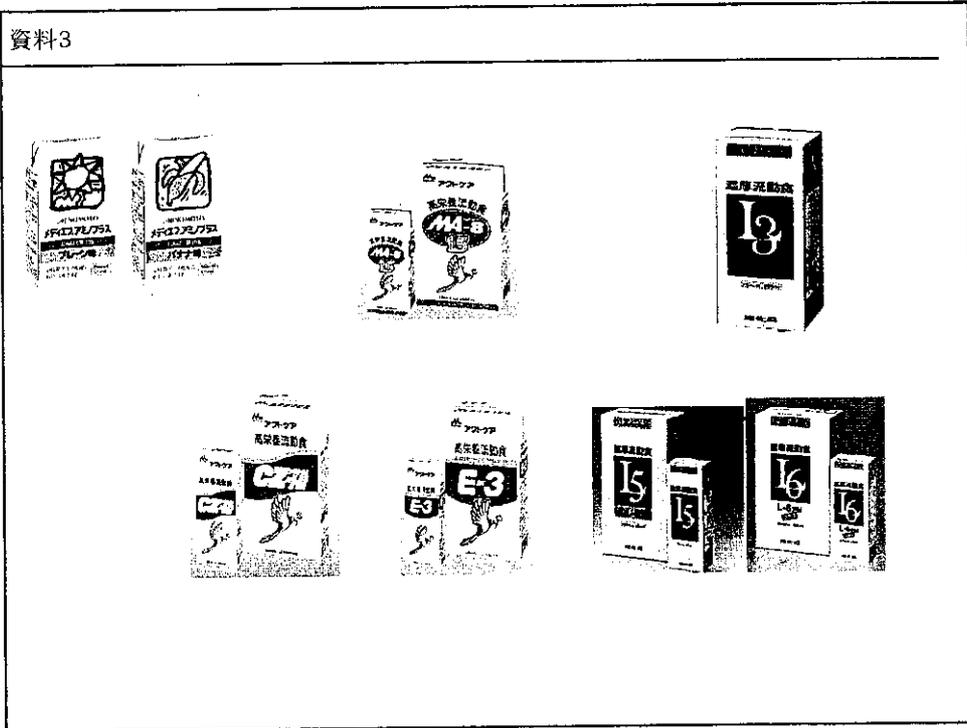
資料2



13.3 Dietetic foods intended for special medical purposes (including those for infants and young children):

Foods for special dietary use that are specially processed or formulated and presented for the dietary management of patients and may be used only under medical supervision. They are intended for the exclusive or partial feeding of patients with limited or impaired capacity to take, digest, absorb or metabolize ordinary foods or certain nutrients contained therein, or who have other special medically-determined nutrient requirements, whose dietary management cannot be achieved only by modification of the normal diet, by other foods for special dietary uses, or by a combination of the two⁶²

資料3

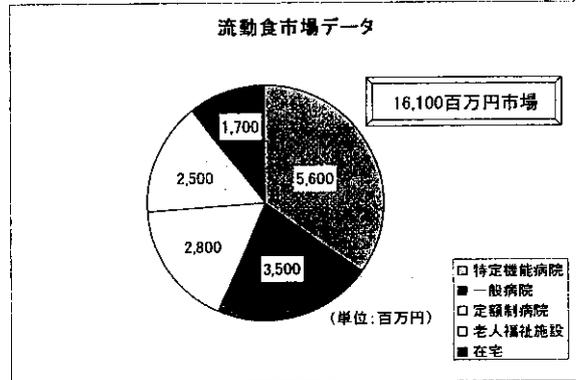


資料4

標準組成		単位	100ml あたり	300ml あたり	400ml あたり	日本人の標準摂取量 (第6次改訂)	
						70歳以上	30-69歳
熱	kcal		100	300	400		
たんぱく質	g		4.5	13.5	18.0		
脂質	g		2.8	8.4	11.2		
糖	g		14.2	42.6	56.8		
食物繊維	g		1.2	3.6	4.8		
ナトリウム (Na)	mg		170 (7.99)	510 (22.17)	680 (29.57)	食塩として10g以下	
塩化カルシウム (Ca)	mg		80 (2.25)	240 (6.76)	320 (9.01)	2000	2000
カリウム (K)	mg		130 (3.33)	390 (10.00)	520 (13.33)	600	600
マグネシウム (Mg)	mg		30 (2.50)	150 (7.50)	200 (10.00)		
リン (P)	mg		24 (2.00)	72 (6.00)	96 (8.00)	240-280	260-320
鉄 (Fe)	mg		55	165	220	700	700
亜鉛 (Zn)	mg		0.08	2.4	3.2	10	10-12
銅 (Cu)	mg		0.08	2.4	3.2	9-10	10-12
マンガン (Mn)	mg		18	54	72	150	150
セレン (Se)	μg		0.125	0.375	0.500	1.4-1.6	1.6-1.8
コバルト (Co)	μg		4.00	12.00	16.00	30-35	35-40
モリブデン (Mo)	μg		0.003	0.009	0.012	40-45	45-55
食塩相当量	g		0.4	1.3	1.7	食塩として10g以下	
ビタミンA	I.U.		170 (130)	510 (390)	680 (520)	1800-2000	1800-2000
ビタミンB1	mg		0.8	2.4	3.2	0.8-1.1	0.8-1.1
ビタミンB2	mg		0.1	0.3	0.4	1.0-1.2	1.0-1.2
ビタミンB6	mg		0.0008	0.0024	0.0032	1.2-1.6	1.2-1.6
ビタミンB12	μg		0.00008	0.00024	0.00032	2.4	2.4
ビタミンC	mg		27	81	108	100	100
ビタミンE	mg		3	9	12	9-10	9-10
ビタミンK	μg		15	45	60	50-55	55-65
ビタミンP	mg		15	45	60		
ビタミンPP	mg		3	9	12		
ビタミンB5	mg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB7	μg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB9	μg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB10	μg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB11	μg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB12	μg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB13	μg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB14	μg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB15	μg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB16	μg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB17	μg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB18	μg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB19	μg		0.5	1.5	2.0		
ビタミンB20	μg		0.5	1.5	2.0		
水分	g		84.9	254.7	339.6		

[ミネラル ()はmEq] [*は実測値; †は未検出を示す]

資料5 流動食市場



主要メーカー

- ・旭化成株式会社
- ・味の素株式会社
- ・キュービー株式会社
- ・株式会社クリニコ
- ・株式会社三和化学研究所
- ・テルモ株式会社
- ・明治乳業株式会社
- ・ミードジョンソン株式会社

資料6 日本流動食協会加盟社一覧

旭化成株式会社	味の素株式会社
イーエヌ大塚製薬株式会社	株式会社ウェル・ビーイング・エスエス
株式会社大塚製薬工場	製薬株式会社
協和発酵工業株式会社	キュービー株式会社
株式会社三和化学研究所	株式会社クリニコ
テルモ株式会社	ダイナボット株式会社
日本テトラパック株式会社	日清キョーリン製薬株式会社
ミードジョンソン株式会社	日本油脂株式会社
明治乳業株式会社	ホリカフーズ株式会社
	株式会社ヤクルト本社

(五十音順) 2002.6 現在